

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時:令和6年2月20日(火)10時00分～11時20分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員
MHI 原子力研究開発株式会社
安全管理部 部長 他4名
主幹技師
核燃料取扱主務者
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・NDCの核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について
 - ・保安規定・核燃料物質使用許可対比表
 - ・保安規定・審査基準等対比表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の本間でございます。今日の面談はですね平成6年、
0:00:11	今日は6年1月31日付けで、
0:00:15	MHI原子力研究開発株式会社から、核燃料物質使用施設保安規制の変更認可申請書が提出されましたので、申請後の面談ということで、
0:00:29	開催させていただきます。事前に面談資料等々、Nh多い。
0:00:36	3から
0:00:38	いただいておりますのでそれに沿ってご説明いただきたいと思ますまずはあの、結構、
0:00:45	まずはパワーポイントの方の横長の資料の方から、三井さんのご説明よろしくお願ひします。
0:00:53	はい。Mac上載原子力研究開発エビハラです。順にご説明して参ります。まずは資料を共有させていただきますのでよろしくお願ひいたします。
0:01:42	ANAの三原です。資料公開させて共有させていただきますが、併記本。
0:01:50	共有できてますでしょうか。はい。見えてます。
0:01:54	入れてます。
0:02:00	はい。それではご説明させていただきます。
0:02:04	AMGの前核燃料物質使用施設等の保安規定の変更許可申請について、ということ説明させていただきます。
0:02:15	変更の内容。
0:02:17	検討の内容としましては以下の通りになります。一つ目に、新たに第33条として補放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関する事項の追加。
0:02:29	本冊ある工数は廃棄物の考え方を適用するため、放射性廃棄物でない廃棄物を搬出する場合に、確認する事項を追加しております。
0:02:40	二つ目に、第五条職務のうち、以下の管理部、各管理課長の事業の安全管理部、施設管理グループ長へ移管、常勤化に伴う保守管理に関する条項を変更する。
0:02:55	二つありまして、一つ目が周辺監視区域の維持、七つ及びは立入制限に関すること。二つ目に、通報連絡設備。
0:03:07	消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること。二つ目ですが三つ目にその他記載の見直しとなっております。
0:03:17	続きまして、変更内容1について12時説明して参ります。
0:03:24	まず一つ目
0:03:26	査定廃棄物でない廃棄物の考え方を適用するため、放射性廃棄物が廃棄物を搬出する場合に確認する事項を追加する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:35	ということで今回追加した内容を、月に示しております、
0:03:42	ちょっと読ませさせていただきます。
0:03:44	第 5 章、放射線管理へ放射性廃棄物でない廃棄物、第 33 条の 2。
0:03:51	放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等、または使用された物品を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので、
0:04:04	廃棄しようとするもので大廃棄物以下、放射性廃棄物大廃棄物という、として再率排出搬出する場合は、
0:04:14	次に挙げる事項を確認する。
0:04:17	(1) 設置された資材等については、
0:04:21	適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等に汚染がないこと。
0:04:33	なお、保存された資材等については、汚染人を特定分離を行った場合、汚染されてない部位について適切な測定方法により、
0:04:44	放射線測定器評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴。
0:04:54	設置状況の記録等の要請がないこと。
0:05:00	(2) 汚染せえ、使用された図示、物品については、適切な保全防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された、使用利益の記録等により汚染がないこと、なお、
0:05:15	使用利益の記録等は、適切に管理されていさされていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、
0:05:26	汚染がないことを確認した上で、それ以降、適切な汚染防止対策。
0:05:32	企業利益の記録等の管理が行われた場合にはその規則等により、汚染がないこと。
0:05:38	一般、放射性廃棄物が廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品の混在防止の措置が講じられていること。
0:05:52	適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド鮮度を考慮した既存検出限界曲線の検出限界値未満であること。
0:06:06	ということ今回
0:06:09	案件に追加しております。これ、上記のご説明した内容の基本的な考え方を下に記載させていただきます。
0:06:22	今日皆さん方、管理区域は、生じた廃棄物のうち放射性廃棄物廃棄物以下、NR と小路ご主張させていただきますが、そして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:35	廃棄または資源として有効活用しようとするものについては、原子力施設におけるNRの取り扱いに関する報告書及びそれを踏まえた指示文書、原子力施設におけるNRの取り扱いについて、
0:06:50	CaNISAビーチへの 08-1 別添の原子力施設の削り等の取り扱いに関するガイドラインの考え方を参考にして、
0:07:01	整備等判断を行う廃棄物の範囲に、判断方法及びNRの土地代金取り扱い等について、保安規定に定めることといたしました。
0:07:13	続きまして、
0:07:15	清掃前と変更後のご説明をいたします。左側の列が変更前、右側が変更後となります。
0:07:24	現状左側の保安規定では第 5 層としまして、放射線管理、管理区域外への物品の持ち出し、第 33 条としまして、
0:07:35	放射線管理グループ長は管理区域から、物品計画燃料物質を除くを持ち出す場合は、その物質物品の証明速度、表面密度が、
0:07:46	木内稲井以下であることを確認するのみを、に規定されています。現在の機器経緯ですけれども、
0:07:56	放射性廃棄物でない廃棄物に関しましては、下部規定により現在まで試運用して参りました。この保安規定、実はこの上の、
0:08:06	今ご説明した部分の 2 の規定となっております。しかしながらですね、これらの取り扱いに対しまして、実態をですね、調査した結果、
0:08:17	下部規定のみでは不十分であるということが判明しましたので、今般ですね、保安規定としての前日を規定し、前日、円熟ご説明した内容ですね、を規定し、運用していくことといたします。
0:08:33	右側変更ですけれども、保安規定の放射線管理、第 33 条に加えまして、放射性廃棄物で廃棄物を 33 条の 2。
0:08:44	とをしまして、2 項として追加します。追加規定し、放射性配布世代廃棄物を搬出する場合に確認する事項を明確にいたします。
0:08:56	いたしました。
0:08:58	今後の対応についても変更としてご説明いたします。
0:09:02	保安規定下部規定への反映としまして、
0:09:07	まず一つ目に、保安規定から追記する放射性廃棄物以外廃棄物の管理の運用につきましては、下部規定に下部規制である。
0:09:17	社章順に、ガイドラインの考え方を参考にして、汚染レベルによる育成区域設定を適切に管理された使用履歴及び、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	設置状況の記録等適切な適正測定法について、今後定めていくことにしており、必要としております。この下部規定の反映ですけれども。
0:09:39	現在この申請させていただきますが、その保安規定の認可までに、各規程を改定する予定としております。
0:09:52	続きまして変更内容についてご説明させていただきます。
0:09:57	管理部の業務を一部、管理安全管理簿移管という内容です。
0:10:03	以下の管理部の業務を安全管理ず、移管いたします。蒸気管に伴う保守管理に関する情報を変更いたします。
0:10:14	二つありまして、1点目が、周辺監視区域の維持及び立ち入り制限に関すること。
0:10:21	二つ目にⅡ、連絡設備、消火設備並びに火災警報装置法設備の保守に関することとなります。これもですね、変更前と変更をそれぞれ、
0:10:34	並べましてご説明いたします。
0:10:37	左側の変更前ですけれども、この列には、第五条としまして、(5)に、
0:10:44	施設管理グループ長以下文書書いてありますが、その下に管理活動の欄がありまして、管理活用水道業務を行うということで、
0:10:54	周辺監視区域の維持及び立ち入りに関すること。
0:10:58	それから、健康特殊健康センターに関すること、社会関係機関との協力体制、その他保安管理に関する取り決め等、障害に関すること。
0:11:09	通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること、主要窃盗のサーバーに関する調達業務に関すること。
0:11:20	ということを、本が記載されております。これは谷課長の4として、アウトにつきまして、変更後には管理、
0:11:31	安全管理側に移るということとなります。
0:11:35	それが右側の変更後となります。
0:11:38	右側の列は同じようになるほどがありますけれども、
0:11:42	衛生管理グループ長は次の業務を行うということで、
0:11:45	項目を追加します。
0:11:49	管理課長の八田委員の施設の周辺監視区域の水深並び異常及び立入制限に関すること。
0:11:59	通報連絡設備消火設備及び放つ並びに火災警報設備の保守管理に関することを、こちらの
0:12:11	施設から見ると町に移管していく形になります産業パートでもご説明いたします安全管理の1グループとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:20	管理課長につきましては先ほど申し上げた、とのものがなくなりまして、ああいう形で、特殊健康診断に関すること、社外関係機関との協力体制その他保安管理。
0:12:34	加える取りきれと将来断すること、使用施設等の保安に関する読むことということで、の一部、そういった形で残った参考となります。
0:12:49	続きまして、この
0:12:52	安全管理の業務変更に伴いまして、安全担当者を安全管理部に異動をいたします。
0:13:00	現状ですね。
0:13:02	管理部の方につきましては、担当者、
0:13:08	になっております。
0:13:11	続きましてはその三名のその二名をですね、管理部から安全管理部の先ほど申し上げた施設管理グループの方に移すこととなります。
0:13:22	変更後は右側ですけれども、担当者として、管理部の方三名から1名。
0:13:29	それから、安全管理部の方は、安全管理部の中の施設管理グループの中に4名から6名という形で、指揮スタッフ様になる形になります。
0:13:48	続きまして3番目の、
0:13:50	変更の内容3その他記載の見直しですが、これをいつもの内容になるかと思いますが、その他記載の見直しということで、今回変更前の表紙が改正20になります。それから、付則と沿革につきましても追加、旧
0:14:08	記載する形となっております。
0:14:13	率を、パワーポイントでのアパート実施しました最初の説明としては以上となります。
0:14:20	はい、規制庁の恩田ですありがとうございました。ちょっとそしたら、このパワーポイントの資料とあわせて申請書も出ますんで、ちょっと二つの。
0:14:31	ちょっと書類の観点からちょっと確認事項いくつかさせてもらいます。
0:14:38	まず最初、申請書の方なんですけれども、3の9ページでまずこの管理課長から施設管理グループ長へ。
0:14:49	二つの業務が移管するというわけなんですけれども、これ種集約化っていうようなことがね面談でおっしゃってたんだけどその集約化するっていうことのメリットっていうのは、NHKさんとしてはどんなふうにとらえてらっしゃるんでしょうか。
0:15:11	違うんじゃない。一つまでやはり、
0:15:37	安全管理部の竹田と申します。今ご質問いただいたですね集約化によるメリットということについて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	回答いたします。成果のメリットとしましてはこれまで、安全管理部っていうところは施設とかそういった
0:15:56	設備関係を中心に、どちらかだと実験等をメインにやってたところなんですけども業務の効率化っていう観点で今回、
0:16:06	可児さんがやってた業務ですね立ち入り制限区域とかですね消防設備とか、そういった点でもですねやっぱりプロ的な視点でできる施設管理グループね。
0:16:18	方がですね、業務的にもですね質問ありますし、効率的という判断で、今回管理部で見ていった業務について、安全な施設管理グループの方で集約して、
0:16:30	効率化とか、質の向上とか、そういった点を図りたいというふうに考えております。
0:16:41	質問ですありがとうございます。
0:16:44	それ、そのに関する業務等の設備、適切面的な業務であって、それをやっている安全管理部の方に移した方が執務上がるだろうし。
0:16:57	効率的に保安活動に繋がるだろうというご判断ということをメリットとしてお考えになったということで承知いたしましてありがとうございます。
0:17:09	続きまして、やっぱり同じ申請書の4-9、4分の9ページのところで、第30条。
0:17:20	ここなんですけども、周辺監視区域。
0:17:27	いうところで、ここ
0:17:30	管理部長は、
0:17:32	来年ややるっていうことから安全管理部長は周辺監視区域に関するいろんな、
0:17:39	お仕事をされるっていう条文だと思うんですけども、これ止め、これ。
0:17:46	施設管理グループ長との関係がちょっとよくわからんのですけど、これはどうとらえたらいいんでしょうか。
0:18:01	はい。
0:18:03	梅田安全管理の竹田です今のご質問にご回答いたします。
0:18:10	そもそもこの背景にはですねPP規定の改定も、
0:18:15	ありましてですねTP規定の中でもこの立ち入り制限区域、関するや、
0:18:22	について安全管理では集約するっていう背景もございまして、
0:18:27	施設管理っていうと大きく見れば、立入制限区域も含めた、施設全体の管理という位置付けになるので、そういった観点で、
0:18:39	中にある、見ていたところをですね、安全管理部の施設管理っていう位置付けでですね集約して先ほど言いました、効率化とか、質の向上という観点で、
0:18:51	きちっと安全管理の中で見ていくという背景のもとに、今回、集約というか変更させていただくということで考えておりますし、
0:19:04	はい、連絡ありがとうございました。この30よう。
0:19:11	規定と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:13	今回変更する第5条の職務のところでは施設管理グループ長の猪野部分の部分、これがこの上、また同じような、
0:19:25	80 銭維持とか活動性に関することを、グループ長後、
0:19:32	職務として与えられてるし、3 重要度は、その部長も制限するというようなものが同じような、お仕事をね。
0:19:43	され、
0:19:45	本当に内容読めるわけですけどももちろんその、まず安全管理部長の下のその施設管理グループ長ってのはぶら下がってるっていうその部下としているっていうことは承知してるんだけどその辺、
0:19:58	この関係で言うと 30.5 増。
0:20:02	なお、施設管理グループ長の井野職務っていうのは、
0:20:06	五藤荒尾とどんな全く同じようなことをやるっていう意味ではあるんだけど、
0:20:11	細野公安チーフ主体手段として、部長なのかグループ長なのかってのはちょっと、どうやって説明されたらいいでしょう。
0:20:23	見た自分。
0:20:29	NECの芦田でございますけれども、今のところですね、30 条をご専門ですけども。
0:20:40	遠藤規制がですね、
0:20:43	30 条、周辺監視区域、のところを規定しております、30、30 条では管理部長がこの管理下抽選を行うというふうに規定しましてですね。
0:20:57	先ほど竹田申し上げましたように、PPの絡みもあってですね。
0:21:02	管理部長ということに従前からしておりました。
0:21:06	で、今回の改定にあたってはですね、やはりこの 30 条は、この義務はまず医長職の人が行うということでですね。
0:21:18	本部長から今度は安全管理部長と、次、同じレベルで移管しますと、そういった記述にしてるところでございます。
0:21:28	以上です。
0:21:31	県別ありがとうございます。
0:21:34	このね 30 円の全部の上部狭小の試験部協和とか、
0:21:40	いろんな部長がやるのがこちらになって不十分としてあるんでまあ、高根並びとしては、今ご説明あったとこの、
0:21:48	34 については課長クラスではなくて部長クラスの者さんにちゃんと責任持って、
0:21:56	記載をするっていうような保安規定のつくりになってますよということは確認できましたと。あとPP規定の絡みで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:05	それらにその部長クラスのお仕事としてちゃんと規定しなければという思いということで、
0:22:14	ほぼ今回管理部長から安全管理部長に変更されると、いうことはその背景としては理解いたしました。はい、ありがとうございました。
0:22:26	すいませんちょっと続きまして確認させてください。
0:22:32	結果のパワーポイントの方も、
0:22:34	6 ページ。
0:22:43	移管することによって人事異動
0:22:47	ですかね管理部の主担当者の方が、
0:22:51	2 人、安全監施設管理グループ長の下に、担当者も主として、
0:23:01	増えますと、ということなんですけれども、このお 2 人というのは、その管理、
0:23:11	所属していた当時もその
0:23:14	周辺監視区域の話とその設備の保守の話のご担当者であったということでしょうか。
0:23:24	はい、清安全管理の竹田です。今のご質問、通りですねこれまでですね修正、周辺管理ページの維持管理人の担当者 1 名と。
0:23:37	通報連絡設備等の者の防火に関わる事象ということで沼田の防火を担当しているものが、衛藤もそれぞれ 1 名ずつ移ってくるという理解で、はい。
0:23:48	はい。
0:23:49	はい、ありがとうございます。ホンダですわかりました。ありがとうございます。
0:23:53	一方で、33 日の、
0:23:56	担当者が 1 人になってしまうという、まず上では、この図面で言えば
0:24:03	いつ 0 になってしまうという。
0:24:06	ここが表されてるんですけれども。
0:24:10	ちょっとすいません心配事なんだけど、その 1 名になってしまって、業務は大丈夫でしょうかという、ちょっと質問です。
0:24:20	はい、ありがとうございます安全管理部の竹田です。一応この担当者 3 年もともと変更前という、ここに関わる管理部の中出っというのはいたしておりまして、
0:24:32	その他複数の面談がありますので、一応一応、1 名となっておりますけど、それ以外の業務の担当してる者もいるので、その後、
0:24:42	協力っていう中で、特に問題ないっていうことで、管理部の方でも認識していただいているところです。はい。以上です。
0:24:52	このホンダですありがとうございました。承知しました。
0:25:01	あとですね、ちょっとまたちょっと同じ 6 ページで、まさに担当をされていた左の方が、施設管理グループ長の大本に異動されて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:14	北條の志賀藤が継続されると、ということなんですけども、一方で施設管理グループ長。
0:25:22	そしてその仕事が増えたわけなんですけれども、古藤。
0:25:28	その増えた分に対して、
0:25:31	その施設管理グループ長真ん中の、
0:25:35	形でサポートするっていうようなことっていうのはあるんでしょうか。
0:25:40	えっと安全管理部の竹田ですが、今の件ですね移設管理グループの上に私が安全管理グループ部長もごさいますので、間野部長を含めてですね
0:25:52	全体的なサポートしながら円滑にですね、移行後も職務遂行できるようにということで考えております。
0:26:07	はい近藤ですありがとうございました。当間部全体で安全混んでる全体で
0:26:15	部長をはじめ、いろんなサポート体制として整っていますということで承知いたしました。ありがとうございます。
0:26:26	施行後の業務の方移管の件に関しては以上でございまして、引き続きましていわゆるの件でちょっと確認させてください。
0:26:39	四分の 9 ページになります。
0:26:43	申請書の本文の 9 ページになります。
0:26:52	今日のPowerPointの面談資料の方で過去に出した、保安院時代のNISA文書と呼ばれてる、MRに関するガイドライン的なその文書をもとに作成されましたと。
0:27:07	ということでありますけれども、今回
0:27:13	M&C範囲の話で、(1)の設置された資材とか、
0:27:24	あと使用された物品と場所ですね、具体的なものが挙げられていないんですけれども。
0:27:34	これは何か意見があるんでしょうか。
0:27:42	安全課の蛭原です。これらの先ほどご説明、ご質問いただいた内容につきましては、下部規定の中で定義しようと考えております。
0:28:02	はい、ご説明ありがとうございますホンダですありがとうございました。大本積極に例えば設置された物品、実は資材町では、固定マスコンクリート。
0:28:13	であるとか、金属であるとか、いわゆる文章に書かれているもの。
0:28:21	これが、その下部規定にす、定義されますってことでいいですか。
0:28:28	一つお待ちください。
0:28:47	はい。後、ただいまのご質問なんですけど安全管理部の佐藤と申します。
0:28:53	度保安院から出された紙事象の中にですね、ガイドラインがあって、一応ですねこの辺、ここで書かれている資材とか物品につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:06	そちらの方を踏襲しておりますので、ただちょっとここに書いてないというだけでございまして、保安院の指示書の中のガイドラインですかね、に書かれているものと同じでございます。以上です。
0:29:22	はい。本田さんありがとうございました。わかりました。はい。
0:29:30	次同じ条文の4分の9ページの33条の2なんですけれども、ちょっと1から4まで掲げられておって、ちょっとすいません細かいかもわかりませんがちょっと確認させてください。
0:29:47	8ページと(2)で、その設置された資材等々、
0:29:51	使用された物品についてここにいろんな抗体を取りますっていうことを書かれておるんですけども、それぞれその管理、
0:30:00	適切に管理せんと、修理履歴とか、設置状況の記録等による汚染がないこと。
0:30:08	が確認された場合はその念のための専権者っていうのも行わないっていうふうに理解するのでしょうか。
0:30:21	安全管理部の佐藤でございます。NRとしてですね、事業所外に廃棄物として出す場合にはですね、すべて適切な測定方法によって念のための測定をする予定にしております。
0:30:41	ありがとうございます。そうずっと記録とか、
0:30:46	それにかかわらず、その、
0:30:49	(4)に掲げている、適切な方法による念のための5000接触というすべての、
0:30:56	ものに適用するっていうふうに、
0:30:58	理解していいんですか。
0:31:01	はい。安全管理部佐藤です。はい。おっしゃる通りでございます。わかりました。ありがとうございます。はい。ありがとうございました。
0:31:19	そうするとこの本ラボ試験でもそうした33年のこの冒頭の柱書きのところに、最後のところその搬出する場合は、次に掲げる事項を確認するっていうふうに書いてあるんで、(1)から(4)の2項を、もれなく確認してから、
0:31:36	搬出すると。
0:31:39	いうふうにとらえたらいいですねじゃ。
0:31:43	はい。安全管理部佐藤です。はい。おっしゃる通りでございます。ありがとうございます。
0:31:50	わかりました。ありがとうございます。
0:32:02	そしたらですね今度ちょっと面談資料に戻ってもらって、4ページ。
0:32:13	になります。
0:32:14	4ページの右側の変更後のところの今後の対応の一番最後のポツで、
0:32:23	変更申請での保安規定変更認可までに下部規程を改定する予定庫分だけ五名。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:32	これは
0:32:35	ちょっと見、
0:32:37	自然に考えると保安規定が認可されたら多分規制っていうのかなと思ってたんだけど、これはどういうへ。
0:32:45	どういうご趣旨ですか。
0:32:49	はい。安全管理部の佐藤でございます。
0:32:52	認可までにですね改定をして、認可と同時に、制定をするという意味になります。ちょっと誤解を招く文章になってるかと思いますが申し訳ございません。以上です。
0:33:08	規制庁の本田です。わかりました認可と同時にもう取りそろえておいて、保安規定の施行もするし、下部規定の施行、そういう準備をしとくってというような意味合いですか。
0:33:23	安全管理部サトウでは、おっしゃる通りでございます。
0:33:32	本当にありがとうございました。
0:33:40	この規制庁の本田さんも同じく4ページになりますが、
0:33:48	今度はその左側の選考前の話に、
0:33:53	なりますけれども、設計、
0:33:59	その経緯の中で、実態調査で、
0:34:04	下部規定のみでは不十分であることが、
0:34:08	判明したと、記載ございますけれども、具体的にどんなことが、
0:34:12	不十分であったのでしょうか。ちょっと幾つか。
0:34:16	もし例があれば教えてください。
0:34:25	上、
0:34:39	八木委員はちょっとお待ちください。はい。
0:35:19	布田です。ホンダですもし、ちょっと時間かかるんだったら、ちょっとこの後ちょっと一つ資料作成を目1、尾長集計を持ってるんです。
0:35:28	この資料の中に盛り込んでもらうことなのかなと思ってるんで、これそのときに申し上げますじゃ。
0:35:35	よろしいですか。
0:35:38	はい、拝承しました。はい。
0:35:44	これはちょっとすいません
0:35:47	同じく4ページで、この右側かな。右側の、
0:35:53	心で、
0:35:56	支社標準っていうふうに、いろいろ書かれてるんだけど。
0:36:01	矢吹富永社標準っていうんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:11	ちょっと待ってください。はい。
0:36:28	はい。
0:36:45	NDCは来月ちょっと回答させていただきます。
0:36:51	今この文章の中で、下部規定である者標準に行って、うんたら書いてあるんですけど、それは本規定の下部規定である社内標準で、再標準のことをさ標準と。
0:37:06	呼んでおりまして、その支社標準の中の一つの創生廃棄物測定の測線以下という標準の中に、
0:37:17	規定をしますっていうような内容でございます。以上です。
0:37:27	このホンダありがとうございました照準というものがあってその中に測定に関する記者標準というのがある、
0:37:37	この中にMRに関して規定をどんどん追加していくと。
0:37:43	いう駐車標準というのがこういう1冊の書物なんですってちょっと想像するに、
0:37:51	すいません、支社標準って何かいっぱい幾つかある中の一つに、その測定要領っていうのを定めております。
0:38:01	以上です。はい、わかりましたありがとうございます。
0:38:10	別の者北條に関してなんだけど、その者標準にするRの対応についてはいろんなルールをね、記載するのだと理解しているんだけど。
0:38:24	具体的に今、
0:38:26	今考えられる、具体的に園舎標準こんなルールを書くとかこんな放送、こんな施設、規定を設けますというようなことがあれば、ちょっと。
0:38:42	披露していただけませんか。
0:38:50	です。
0:38:51	さっき宇都様から説明。
0:38:55	安閑部サトウでございます。下部規定の者標準こちらはですね、管理区域から物品からのですね物品持出管理要領というのがございまして、
0:39:09	この中にですね、NRについての記述を追加することにしております。この内容はですね、
0:39:20	まず搬出元から
0:39:24	汚染対策がなされたものとかですね、使用履歴を確認した上で、排出元から出てきまして、
0:39:36	放射線管理グループの方で、それを確認して、まずはNRの対象物とする、まだこの時点ではない完全にはない状況でございます。そのあとですね、
0:39:51	ですねちょっと念のための測定までですね、一時的な仮置きをする時間があるかと思っておりますので、こちらにつきましてはですね、混在等後火災防止等をした上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:07	確実に、所定の場所で一時保管すると、この後ですね、ちょっと長くなってしまいうで申し訳ないんだよ。
0:40:18	そのあと、NRとして今回ちょっと外に出したいということになればですねまたさらにですね、念のための測定をして、それでそれがですね。
0:40:33	先ほど言いました検出
0:40:37	理論検出限界値以下といったところでの取り決めもきちっとそこに記載しまして、それで問題ないことが確認された上でNRとなると、というようなことで、
0:40:50	流れとしてはですね。はい、質問等、それからまた放管放射線管理グループで確認で一次報告、そのあとまた放射線管理グループで、
0:41:03	念のための測定、そういった流れでですね持っていきこうかなということで今策定中でございます。以上です。
0:41:12	はい。規制庁の本田です。よく理解できましたまさにNRにする、まず搬出発生元の。
0:41:21	ほぼ、何かなりがあってそっからの発生のこれから発生元がNRにしたいんだけどってというようなお申し出ちゅうかね、そういったことがあったら誰が確認してとか、誰が測定してとか、誰の数においてとか、
0:41:36	そういったNRにするまでの手順が実際は、今日動かすところが、お名前上がった。
0:41:46	放射線管理グループであるとか、或いは施設管理グループ長であるとかね、それから定常人物がそのマルをやる何をやって、誰が承認するようなことを経て、MRにするっていうなことがその下部規定に、
0:42:02	詳しく、
0:42:04	規定されるっていうふうに理解しました。
0:42:08	ありがとうございます。こういう感じでよろしいですか理解として。
0:42:12	はいおっしゃる通りでございます。はい。もう一度ですね、カクウ規定の中にはその超長期と、あとその中でですね、初めてのことでありますんで、ちょっと見える化というかですねそういう流れ図もつけてですね。
0:42:28	下部標準を仕上げたいというふうに思っております。以上です。
0:42:34	規制庁の羽根様ありがとうございました。
0:42:42	あ、
0:42:43	続けます。どうもありがとうございましたホンダですえっと面談した5社へパワーポイント等、申請書に関してはちょっと以上でございます。それで坪井。
0:42:57	幾つ三つですね
0:43:00	保安許可店の会費とかいろいろ、三種類つけていただいたんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:06	これまでの説明をね結構ですちょっとこちらの方で読んで、り、確認してごさいます。
0:43:14	ただちょっとこの、
0:43:16	資料をちょっと修正していただきたいという点が、何点かありますんでこれを、それ、これからちょっと申し上げますので、
0:43:25	よろしく願いできれば
0:43:29	そうですね今日共有してもらって、
0:43:36	できます。
0:43:37	氏原です。まずはどの資料順番から草野許可っての対象。
0:43:45	はい。
0:43:53	はい、ありがとうございます。
0:43:57	まず、2号。
0:43:59	ごめんなさい。左の方で、10-4等、対比しておりますけれども、
0:44:09	これって生成はしてないですよ。この変更前だから
0:44:14	北本下の方に赤字で、
0:44:17	ここ管理課長がやること書いてあって、
0:44:22	そうですね管理課長と施設グループ長が、今、今の現行の保安規定でやること書いてあって、この右側の変更後、
0:44:32	こうしますってことだから、開示はなっていないと思うので、
0:44:37	ですよ。退避はしてない、精製を通過してないところだと思う。
0:44:43	ここは整合が効果って話をちょっと示していただきたいので、むしろ12-4ではなくて、ちょっと今日
0:44:53	お手元にあるかどうかわかんないけど
0:44:57	これのことで、住民を呼んでその会比较できるっていうのはあれ私も定数組織図がついてると思うんだけど。
0:45:09	3本
0:45:10	を許可の関係の方ではね、組織だけで、
0:45:16	ここまで大丈夫ですわかります。
0:45:22	はい。自主ウフダイです。はい。江連吉井は、許可と整合してますよっていうような
0:45:31	文。
0:45:32	簡便版のページで言うと、2、J2の4の3ページの、
0:45:37	保安管理組織図かなと思います。
0:45:42	これはちょっと後でご確認いただければいいんですけど、むしろそのもう1個その本文の方で確認するとなく15つの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	事業所全体の方にある 10 ポツのQMSの体制整備っていうのがあるじゃないですか。
0:46:02	そこかなと思うんですが、そこと比較して許可と合ってますっていう言い方をするのが、
0:46:10	適切かなと。
0:46:12	思います。
0:46:15	これ肋骨のQMS体制整備。
0:46:19	仲野。
0:46:22	第 5 章に個別業務に関する計画及び実施。
0:46:27	という章がありまして、
0:46:30	その中の 2 ポツと 5 ポツ。
0:46:35	金戸。
0:46:37	ちょっとこれ後でご確認くださいねあの、
0:46:40	安全弁ご覧なって、許可の簡便版になって、それを今後はこの保守押す保守の関係をね、
0:46:49	よく設備の保守っていうことが、施設グループ長の中で入ってくるんで、このちょっと総括のところも関係あるのかなと思うんだけど。
0:47:01	ちょっとご確認ください。
0:47:03	どうしても今、ご提示いただいて 12-4 ではないなということなので、
0:47:12	本管理組織図と、
0:47:15	2-4 になった保安管理組織図電力こそ上段の 10 物のQMSの体制整備の中の第 5 層、
0:47:26	ではないかと思います。そのご検討、ご確認、ご検討いただければと思っています。ここまでいかがでしょうか。
0:47:39	堀内NDCウワダイs拝承いたしました。はい。すいません。ちょっと確認のためもう一度原島朝長おっしゃった対象ではないかって言われています。移しますんで。
0:47:55	一緒にかけて場合は、はい、じゃあね、まず発言したところからいきますね。
0:48:01	1 ポツ。
0:48:03	1 ポツ、
0:48:05	そしてね、これですよ。ここは、はい。第 5 層。
0:48:11	第 5 章ですね、6、16 ページ。
0:48:16	飛びます。
0:48:22	はい。の 2 ポツ 1 ポツが、
0:48:27	新富国保、ここ。
0:48:34	書きちゃったね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:38	保護。
0:48:42	これがその周辺監視区域云々とか、あとは医師越野環境全体のことを言ってあと向こう通達。
0:48:51	そんな調達、単純にこの保守だからと外部の方に委託してるのかなと長勝かなと思ったんですよ。うんで。
0:48:58	調達に関しては、今回の選考の事項には該当しないといったところで、その具体的なその調達は管理部、
0:49:10	国井福士糸井よりもしますので、今回この調達の部分内容、こちらの方で再確認をして、
0:49:21	終わります。ありがとうございます。それと、今、組織図でますこれ、12-4。
0:49:29	行きます。少々お待ちください。はい。はい。
0:49:40	ちょっとない。
0:49:45	これこれ、これはこれ整合してますよね当然。
0:49:51	はい。100万で、住民の4から整合過少あ。
0:49:57	ほ引っ張るがこの図だけかなと。
0:50:01	はい。はい。
0:50:04	ごめんなさい。私のちょっと認識はまだ完全理解です。2の4章では、今現在の現行の許可の記載内容で、管理課長ワーツというところで、業務を示してるわけじゃなくて、
0:50:20	今の体制、この今の保安規定の改定の内容と、体系ができていないので、ここではなくて、先ほどおっしゃった重症の方で、各施設であるっていう提案、ご認識でよろしいでしょうか。そうです。
0:50:35	だから、この細かいところでも全体、全体の10ポツみたいに本当におつきなところとの比較だけすればいいのかなと。
0:50:44	はい、かしこまりました。ありがとうございます。それと次にもうちょっと幾つかあるんで、よろしいですか間野さん。
0:50:53	長野さんの。
0:50:58	一つ下へとね。
0:51:00	他の方も、
0:51:03	許可したのはですね、村野さん、これもちょっと通勤してもらいたいなと思って。
0:51:13	つまりね中心設備とか、あと火災設備とか消火設備って出てくるじゃないですか。
0:51:21	これちょっと覚えてました伊勢磯間野さんでお願いします。3課の長野さん、そうです。はい。3本の。
0:51:33	事業所全体ではなくて燃料ホットラボ部門の小野瀬です。
0:51:40	すいません。次の方から。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:48	そうですね。はい。ここにね。
0:51:51	確認すると。
0:51:53	通信設備攻撃し無線法、無線放送最後の方に、
0:52:03	ここは通信連絡設備、これはちょっとこちらで、そうそう。
0:52:11	通信連絡設備あるし、あと消火設備もここにあるじゃないですか。
0:52:17	なるほど。そうそう。でもこれだけ火災報知器ってのはもうちょっと下にあった。
0:52:23	組織はどこだっけ。
0:52:25	消火設備、これ有償関係。
0:52:30	火災警報設備措置、
0:52:33	ここであるので、数は許可と。
0:52:36	許可にちゃんとありますよっていうことを、
0:52:40	はい。
0:52:41	示すと。
0:52:54	よろしいですか。わかっていただけます。
0:52:59	円自主払いです。はい。衛藤ご説明いただいて、重機を理解できました。所長ももうからすみ申し上げます。ありがとうございます。
0:53:10	はい。
0:53:13	これ、この、
0:53:16	田井首相の方の3ページで、いいです。交通出さなくていいですが、移さなくていいんですけど11番で。
0:53:24	はい。閉じ立ち入りの防止と四番の活用要素これはこのページでこう抜き出してるんだけど。
0:53:32	はい。やっぱりさっきのさ、火災等の火災もあるし、通信連絡設備を書いてあるじゃないですか。
0:53:41	3番目に火災の火災報知機のこと書いてあるし。はい。あと27番が中心連絡設備のこと書いてあるんで。
0:53:51	はい。
0:53:54	1ポツ目だから、
0:53:55	ちょっとそこでの、まず、2段目の火災ところ。
0:54:03	はい。技術基準。これ、これについて火災報知機なんか、そうそう。ちょっと細かいかもしれんけど、それは要は、関連するとか全部。
0:54:17	拾ってもらいたいなっていうところですね。はい。あと27番に通信連絡設備のこと書いてあるんで。
0:54:29	以上。
0:54:35	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:36	はい。よくその近江右側には第五条の良いというようなことか。
0:54:52	はい。
0:54:53	はい。
0:54:55	あそこもありました。はい。
0:55:02	ちょっともう1個は今ちょうどこの出してもらって、今画面で、何ページ4ページ、4ページから始まる。
0:55:12	もうONRのところ、この、
0:55:16	左側のタイトルのところに、補正時に添付してあるんで、
0:55:22	これ。
0:55:24	それは、は、別になくてもいいかな。
0:55:30	はい。深谷さん。はい。これは、
0:55:36	使用許可との対比表のやつでちょっと直してもらいたいと。
0:55:43	それとね、それと順番が気をつけていただきます。まず7名から始まって、仲野さんから始まりますよね。7-3。
0:56:02	7-3が始めたの、今のこの退避場の書き方の順番ですけどね。
0:56:10	そんな見て、
0:56:13	はい。
0:56:15	長野さんのこれ、こういう、ここは長野さんが来てその次の10ポツがきて、はい。そちら十一番、11ポツが来て、最後に10人。
0:56:28	早く4かなという順番としてはね。
0:56:32	ここに書かれる順番とそれはそうです。はい。そういうことに、
0:56:49	でした。その他のNBCマチダセミナーで確認しておりますけれども、所長の対象の中の4ページのところで、
0:57:03	NRAの関係でして、確認した進行評価申請の中のものを、丸井理事。
0:57:15	ということ言ってるんですけども、ご指摘をいただいたコメント、左側の参考資料というのは不要ということでしょうか。すいません。古谷じゃなくてこの下のタイトルは括弧書きがなきゃならないんじゃないのって。
0:57:31	この確保ということですねそうそう。
0:57:34	私は了解しましてありがとうございます。ちょっと説明不足で失礼しました。
0:57:40	はい。
0:57:47	以上が許可との対比表で、次は
0:57:53	どうですか保安規定審査基準との対比表。
0:57:57	はい。うん。
0:58:00	これはちょっと
0:58:05	中間なっちゃうんだけど10、何て5ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:19	5 ページで話せば 5 ページの右側にはそれぞれ十分関連する情報っちゃうのかな、関連数字を挙げてくださってるけど、
0:58:31	今回第五条の方、本規則第五条の方もいいというふうに、
0:58:37	書かれる。
0:58:38	周辺監視区域の制限の話と、あと設備、設備の保守の話っていうのは、
0:58:47	これが出たんだけど保安規定の第 41 条の 4 の施設管理実施計画の策定っていうのと、
0:58:57	あと、第 42 条の保安活動の実施っていうのに関係し、しないのかなと思ったんですけど。
0:59:15	ANDC悪いです。少々お待ちください。
0:59:42	あった。
0:59:46	NECは今ちょっと確認してるところなんですけど、41 条闘争 42 条の話はちょっと書いてあるような集まっちゃうなんて思ったんだ。
0:59:58	すいません。どうもありがとうございます。ちょっと失礼しますちょっとお待ちください。
1:00:03	はい。
1:01:04	千田です。すいません失礼しましたちょっと言い方がちょっとすいません逆にすみません。言い方が下手でしたら申し訳ないです。
1:01:12	15 号の、
1:01:14	何で 4 ページの今、
1:01:17	25 のところに、いや 41 年 2 から始まってんだけど、
1:01:24	さっき言った理由で、五条の以降も変えたらどうすかっていう、そういうことです。
1:01:40	NBCウワダイでございます。衛藤西郷 55-1 とか。その保安規定本文の 5 条の、
1:01:52	麻生磯。
1:01:54	保安規定五条の井藤を対象にして、監視の対象にして、被水希望続いたようなご理解でしょうか。そうです。
1:02:07	立川さん。はい。すいません。
1:02:10	ちょっと違う。
1:02:19	いや、さっきやるのが、施設管理っていう
1:02:23	施設管理施設管理の中の業務の一つかなと思います。
1:03:06	えっと、すいません、近藤ですけどほど、思ったのは、今回
1:03:13	施設管理グループ長に移す。
1:03:16	行こうっていう、その声。
1:03:19	制限に関する、かつ制度に関することをやる行為等、
1:03:26	当該設備の保守に関する行為っていうのを、収益管理。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:33	この中で行われるべき行為なのかなと思って。
1:03:37	これ、ちょっとそういった発言したんですけど。
1:03:42	すいません。ちょっと今の答えをくれていることではないんで、ちょっとすいませんもし、
1:03:49	なるほどそうかなっていうのであれば、
1:03:51	入れていただければいいし、いやいやってことぐらいからちょっと
1:03:58	外していただければいいと思いますけどいかがですか。
1:04:01	はい。
1:04:06	植山です。ちょっと仁科でちょっと検討させてください。すいません。よろしくお願ひします。
1:04:15	それで、会費保安審査基準対比表は以上で、最後の確認すべき。
1:04:28	各院長、兵庫、
1:04:30	移してもらっていいですか。
1:04:52	円周払いですこちらでよろしかったでしょうか。最後の佐口が三つ目の記載すべき事項の確認表の台数。
1:05:04	条文がたくさん書いてあるやつ。
1:05:06	第何条第何条つったところは、
1:05:09	これのどう詰め。
1:05:13	ちょっと。
1:05:17	こちらで出て預かって、
1:05:19	出していただいて保安規定の簡便版見たんですけど、③の、
1:05:25	ところの左に第 41 条の 1 であります所、
1:05:35	はい。
1:05:36	これ、41 条の 1 っていうのはないんじゃないかなと思って。
1:05:42	41 条なら存在するけど、
1:05:49	NHエビハラSI失礼しました動きなんですけど、内海 12345 個下の 41 円 20 についてのものがあって、これも、
1:06:01	同じで、
1:06:02	42 条ってのが正しいかなと思って。
1:06:10	この面もあるんじゃないですかね。かしこまりましたね。はい。
1:06:16	排気すると低下すると、ここもそうです。33 の安全じゃないのか。そうね。30、そうですね。はい。大変失礼いたしました。はい。
1:06:29	磯。以上で、これちょっとさっき下部規定の付則のところどうのこうのって話でちょっと作っていただきたい資料があって話があったんでちょっとそれを今申し上げます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:43	はい。
1:06:44	はい、えっとですね、すごく単純な感じなんすけど。
1:06:47	要は
1:06:50	今回、MRIMRのことです。規定を対追加するにあたってもう、三番、ご説明いただいたNISA文書を参考。
1:07:02	参考にして、十分してます。或いは、
1:07:06	その実際の運用もそう、そのようにしますっていうことだったんで、そのNISA文章にある別添っていうのは確か2枚目か3枚目の下にあると思うんだけど。
1:07:16	それをまず一番左側に置いて、伊佐文書の別添の左側において、その右隣は、現在の下部規定で書かれていること。
1:07:34	を、
1:07:36	書いて、その2となり、
1:07:39	つまり、一番左側、
1:07:42	南側、一番右側には、今回の保安キクエの33条の2の(1)から(4)を、
1:07:53	において、それぞれその三種類、の文章の小相関図、相関関係がわかる。
1:08:03	紙をちょっと。
1:08:05	作っていただきたいなと思ってます。
1:08:12	わかります。
1:08:14	久世主事松枝でございますけれども、
1:08:18	今のお話をもう一度確認しましょう。はい。三澤文章の別添これを
1:08:28	サンゲツ作って、一番左側が最初。はい。皆さんは管理してきて、右側に書いてございまして。はい。
1:08:41	ここでこの下部指定というのは、引っ越しを行っているものを、なのかそれとも、ちょっと実態にも沿っていない、現行の。
1:08:53	家族亭をつながれるのか、これはどちらの方が、現行現行、
1:09:02	A、
1:09:07	磯部小にちょうど当たるような現行のところがないものは、松田さんということと比較すると、
1:09:17	さっきちょっと不足してましたっていうところがわかるかなと思って。
1:09:24	わかりました。
1:09:25	つまりすくうした内容を、同じです。
1:09:32	今回比較対象ということですので、ちょっとやってみようと思います。以上です。
1:09:37	それこそこれを作ることによってさっきこそ一番最初に竹野を回収物、MRに対する対象物、設置されている資材等の中身っていうのも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:50	具体的には出てこないけどさNISA文書に合わせて今回変更する保安規定っていうのは、
1:10:00	トレースっていう形の先、それに沿った形で規定しますってことがわかると思うので、
1:10:08	そういう意味も
1:10:10	あります。
1:10:12	はい。
1:10:20	アールエイジの瀬川でございます。はい。趣旨、了解いたしました。ありがとうございます。
1:10:46	あ、すみませんNAC松葉でございますけれども、ただいまお話のありました説明資料でございますけれども、
1:10:55	これも位置付けとしては、今回お出した理由、3点セットがございますけれども、それはえっとね。
1:11:06	最後に、二つ最後新田その子、三つ並べて比較っていうのはそのメンバー資料の一部としてもらって例えば、
1:11:15	今日の川手委員等の資料の、例えば4枚目ぐらいに挿入してもらうのがいいかなと思いますけど。
1:11:25	石村でございます。はい、了解いたしました。
1:11:31	NDCRISがホンダ3号済ませたいないでしょうか。すみません。今野さん三井なあさんさん三つに並べるって一番左の方。
1:11:43	はい。左の
1:11:47	今の2課文書の別添資料っていったところなんですけど、今度はそのイメージだと、今はお話がありました。
1:11:58	その具体的な対象物とか、設営されてる資料なのか、その江藤こちら後先ほど佐藤の方から説明があった、その廃棄物の搬出フローとか、
1:12:12	そういったファイアーものがご提出されるのかっていうのはちょっとごめんなさい。いまいち私の方でイメージができない状況です。
1:12:24	ホンダホンダですけどもう
1:12:26	現況はまさに園部手島をぱつとを貼り付ける感じ。
1:12:31	やってもらって一番十分はあれですその対象範囲。
1:12:38	対象範囲は、申請されている基準。
1:12:43	申請されてる第33条の2では、
1:12:47	はっきりしないですよ。
1:12:52	そこを補完する。
1:12:55	駄目と思ってます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:02	なるほど。はい。
1:13:04	はい。梅津町田でございますけれども、了解いたしました、保管する等としては、一つ下の過不足のある、
1:13:17	隠して、これが改善の方向がそれを見ればはわかってくと、そういった種Cとあととらえましたけどそれでよろしいでしょうか。はい。
1:13:30	その通りです。
1:13:34	了解いたしました。
1:15:27	方向規制庁の話、すいません。お待たせしました。
1:15:33	今までちょっと、ちょっと時間いただいたので、33条の2の(1)で、(1)と(2)、(1)と(2)で、設置する物品高、
1:15:46	ここ、当市へされた物品をさ、設置された資材等とか、
1:15:53	こういうのが使用された物品っていうのは何かわからないじゃないかと。
1:16:00	いうことが、条文でね、保安規定でわからない、保安規定でわからないんじゃないのと。
1:16:06	ちょっと問題意識がちょっと出されて、
1:16:13	これはちょっと先ほど浜野
1:16:17	冒頭で聞いたけども、何か意図があって、あえて金属ですとかコンクリートとか小売っていうのを案33条の2に書かないのかっていうのはその点はどうなんですか。
1:16:36	ありがとうございます。マーケットとか資材等それから詳細編、この具体的な名称まで記載しておりませんのは、
1:16:47	今回我々そのMRを初めて規定するということもございましたので、できる限り会社の例を参考にしてくださいね。
1:16:57	ほんであと神さんの文章も参考にしたいと。
1:17:02	で、
1:17:04	記載、記載した内容としてはほとんど、
1:17:08	どうぞ、本庄さんのようにしてしまったところがございましたので、
1:17:13	具体的なところの言及は、今、
1:17:21	記載しておりません。
1:17:22	以上でございます。
1:17:25	はいありがとうございますホンダです。ありがとうございます。むしろ他社の方法。むしろ、すぐもうこの、
1:17:33	これガイドライン、その中の言葉使っているのはほとんどっていう。
1:17:39	だと思っただけど。
1:17:41	他社の例を使って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:44	その例を比較してこうしましたってのはちょっと。
1:17:48	あるっていうふうに思っているんだけど、ちょっと率直に言うと、
1:17:58	率直に言わしていただくと、
1:18:04	その資材等とか物品というのは具体的に 33 条の 2 の一部に、
1:18:12	括弧いつ確認にかけることっていうのはいかがでしょうかっていうのが、
1:18:17	結局だと思います。
1:18:23	遠藤椎葉津村でございます。
1:18:26	まず 1 例としてが移動ガイドラインの中にも書かれておりますので、それに則って、例えば、何々等というふうなことを記載するのは可能かと思っておりますので、
1:18:39	そういった方向で追記したいと思います。以上でございます。
1:18:51	御説明或いはホンダですご説明ありがとうございます。通期というのは補正申請されるっていうような意味合いととらえていいんでしょうか。
1:19:02	それで次松田でございます。今回、こういったメンバーとしてですね。
1:19:12	最終的には補正申請という格好で進めたいというふうに考えてございます。以上でございます。
1:19:28	ホンダで承知しましたそれで、この件はエヌ・ピー・シーさんの
1:19:38	施工の、
1:19:41	ご希望っていうのをちょっと踏まえて、こちらとしてはちょっと、できるだけその、
1:19:46	対する対応したいと考えているんで、書記の方で準備していただくつつですね、
1:19:57	お願いしたいっていうのとあとその教育。
1:20:00	ちょっと面談で申し上げた
1:20:04	資料作りっていうのとあと、
1:20:07	少し資料の修正っていうのはちょっと並行。
1:20:14	ちょっと進めていただければと思っております審査の方は。
1:20:20	その NEC さんの方の施行の日っていうのも、なるべく 10 種の、なってるというようなことをしたいので、審査の方はこちらは蘇生がないからといって、
1:20:37	携帯することなくし、
1:20:39	自然に進めていきたいなと思っております。
1:20:43	よろしく申し上げます。
1:20:47	千賀千田でございます。了解いたしました。間瀬工場、休日等もございまして、一応提出の方としましてはですね。
1:20:59	先ほどいただいた 3 の指摘コメントを踏まえて、正木委員が最後はさせてもらいますけれども、大瀬先生の方はですね、すぐにでもできるかと思っておりますので、
1:21:11	ちょっと追加した格好ですね、固定先生を選考して、先ほどの大村紙業の随契、通常の方も進めていくということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:21	まず
1:21:23	手続きを先にさせてもらえばなということでございます。はい。そうしましてそれはちょっと並行というようなこと言いますけどそれはそこでね優先する時作業としてはあると思うんでそれは
1:21:35	よろしく願いますということでございます。
1:21:44	ホンダですけれども、
1:21:55	以上で、
1:21:56	こちらからです。確認事項等々は、
1:22:00	進みましたけれども、NDCさんから何か。
1:22:05	ございますか。
1:22:17	冬と言っちゃう。
1:22:23	吉原です。
1:22:28	はい。拝承しました。
1:22:31	認め、進めて参ります。はい。エヌ・ピー・シーから特にコメント等ございません。はい。雑賀の季節お願いされました。ありがとうございます。
1:22:41	その2人ですかね。はい。
1:22:44	そうしますと
1:22:46	この保安規定変更認可申請という面では終了いたします。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。